

令和7年度推しまち焼津推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度推しまち焼津推進事業業務委託

2 委託業務の目的

本市の将来人口推計では、人口減少や少子高齢化の加速化が予測されている。持続可能な将来に向け、本市が持つポテンシャルを高め引き出すため、地域資源を分析・整理、地域の魅力を再定義し、ブランドイメージとして情報発信することで選ばれる街を目指す必要がある。

本業務は、地方創生を図ることを目的としたデジタル田園都市国家構想交付金採択事業（事業計画期間：令和6年度から令和8年度）であり、1年目は基盤整備（データに基づくマーケティング）、2年目で実装（地域製品の売り込み、ファンクラブの構築）、3年目は自立・自走化にむけた取組（ファンクラブの運営、移住体験イベント）を実施し、関係人口の創出を図ることで、二拠点活動、さらには移住定住に繋げるなど新しい人の流れを作ることを目指していくものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの期間とする。

4 委託業務内容

（1）データ分析業務

本業務では、「ふるさと納税寄附」、「地域産品購入」及び「観光宿泊」の三分野において、本市と接点を持つ方を関係人口と定義する。これら関係人口の動向を把握することで、データに基づいたマーケティングへと繋げていくことを目的とするものである。

ア データ分析ツール導入

本市に対する「ふるさと納税寄附」、「地域産品購入」及び「観光宿泊」各分野における、人数、金額、数量、性別、年齢、推定年収、居住地域等の多角的なデータを独自に取得し把握することができるツールを導入すること。さらに、それぞれの分野を重複させて分析することができるものとする。尚、データツールは受託者が保有するデータが含まれた状態で納品し、月次でデータを更新すること。

イ データ活用研修

市職員がEBPMの手法を習得するため、定量データの活用により企画や事業を考える研修を開催すること。また研修会の開催形態及び内容、担当講師等の提案をすること。

（2）地域ブランドの構築

ブランディングは本市の魅力発信力や認知度の向上を目的とし、2年かけて地域ブランドの構築を目指しており、2年目は1年目で構築したシティコンセプトの素案に基づき確定し、キャッチコピーやキービジュアル等の開発を行う。また開発した制作物を活用し、ターゲット層に対してプロモーションを行う。

ア シティコンセプトの策定

1年目で実施した、市民インタビューやワークショップから抽出した市民が感じている特徴や魅力、課題や期待などの方向性を基に、本市がこれから目指すべき姿や大切にしているものや強み、価値観等を端的にまとめること。

イ 具体的な制作物の開発

「選ばれる焼津」としての基盤づくりを目的とした情報発信へ繋げていくことができるよう、アで策定したコンセプトを基にキャッチコピーや、キービジュアル等を作成する。また、キャッチコピーやキービジュアルの活用のため、協議会運営の支援を行う。

(3) ファンクラブ制度の構築

本市に対する興味・関心を一過性のもので終わらせないための制度を構築する。

ア ファンクラブ制度の構築

本市に対する興味関心層を取り込み、市とファンの繋がりを強化させる仕組みとしてファンクラブ制度を構築する。

イ ファン獲得のための仕掛け

本市のファンクラブ会員を獲得するため、ファンのインセンティブとなる明確かつ効果的な仕掛けを企画・実施する。

(4) 地域の魅力促進

本市との関わりを拡大・深化するため、(2)の制作物を活用し、地域産品の購入を促すWEB物産展の開催と地域の魅力を認知してもらう観光プロモーションを行う。

ア WEB物産展の開催

地域産品の認知拡大および販売促進のため、ECモール上に特集ページを設け、キャンペーンを実施する。

①販売する地域産品及び参加事業者の募集、選定

販売商品の募集・選定および出店者との調整等の事前準備を、委託者と協議し実施すること。

②特集ページの構築・管理・運営

ECモール内に特集ページを作成し、地域産品の魅力をPRすること。

③広告宣伝の実施

過去の購買データ等を元に事前分析を行い、広告効果およびWEB物産展の集客最大化を図ること。

イ 観光プロモーションの実施

認知拡大および宿泊促進のため、宿泊予約サイト内に特集ページを設け、キャンペーンを実施する。

①特集ページの構築・管理・運営

本市の観光情報を発信する特集ランディングページの作成を行うこと。なおランディングページのデザイン等の構成については原則受託者が行うものとし、掲載する内容については委託者との協議により決定すること。また12週間掲載すること。

②販売促進キャンペーンの実施

本市への宿泊促進のため、宿泊予約に使えるクーポンを活用した販売促進キャンペーンを実施する

こと。

ウ 事業者向けセミナーの実施

焼津市の関係人口から産品購入等の収益拡大を目的に、市内事業者向けに研修会を開催すること。また参加事業者の募集にあたっては、委託者と受託者の双方が連携し事業者にお声がけすることとする。なお、会場手配は委託者側が実施する。

(5) 自立・自走に向けた体制構築

今後の事業の自立自走に向け、ファンクラブ制度の管理や情報発信等、市・ファン・地域の間に入り円滑な関係を構築できる、活動主体作りを支援する。事業を推進するための知識や技術習得に関する研修等を実施する。(4)ウの事業者向けセミナーを活用することも可能とする。

(6) 事業推進の提案

本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金採択事業(事業計画期間:令和6年度から令和8年度)における2年目の事業である。3年目(令和8年度)をより効果的なものとして進めることができるよう2年間分の事業提案(事業展開やスケジュール等)を行うこと。

事業内容は、本仕様書4委託業務内容(1)から(5)の内容に加え、事業目的の達成に向け市の良質なブランドイメージの形成により、焼津ならではの強みを活かした「選ばれる焼津市」を目指すと同時に、関係人口の創出と増大、関係人口の囲い込みによる心理的・経済的な繋がりの強化を図る仕組みの構築・運用を実施するものとする。

5 業務実施体制、提出書類等

(1) 業務実施計画書を契約締結後10日以内に作成し、本市へ提出すること。

(2) 業務実施計画書には、以下の内容その他必要事項を記載し、本市の承認を得ること。

ア 業務スケジュール、作業項目

イ 再委託部分は、相手方住所、氏名又は名称、業務の範囲、契約予定金額

ウ 業務実施体制図(連絡先)※再委託部分を含む

(3) 業務実施計画書をもとに、契約後10日以内に、キックオフミーティングを開催すること。キックオフミーティングの資料作成は、本市担当者と事前調整のうえ、受託者がすべて実施すること。

(4) 業務責任者は、本業務と同等規模の業務を導入した実績がある者とし、原則、すべての会議に参加すること。

(5) 業務責任者は、契約締結から納品完了まで業務の進行管理を実施すること。

(6) 業務責任者は、本業務を遂行するための十分な業務実施体制を確保すること。

(7) 業務実施体制を変更する必要がある場合は、原則、1週間以上前に報告し、本市の承認を得ること。

なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないよう十分な訓練を実施した後に業務の引継ぎを行い、本市に引継ぎ結果を報告すること。

(8) 担当者が病気等により本業務に一定期間従事できない等の事情が生じた場合は、代行する担当者

の氏名及び経歴・保有資格等担当者として十分な資格を有している旨を、速やかに書面にて報告し、本市の承認を得ること。なお、代行する担当者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。

- (9) 業務完了後、業務完了報告書等「7 成果品」で定めるもののほか、その他本市が業務確認に必要と認める書類を作成し、速やかに市に提出すること。

6 会議の開催・記録

- (1) 進捗状況確認会議を必要に応じて開催し、業務の詳細や進め方、進捗状況の報告、進行上の課題への対応策について綿密な協議を行うこと。
- (2) 進捗状況確認会議の開催場所は本市庁舎内又は WEB による開催とする。
- (3) 受託者は、進捗状況確認会議において使用する資料を作成し、速やかに議事録を作成するものとする。

7 成果品

(1) 提出物

- ア 業務完了報告書（紙媒体 1 部：A 4：本市様式）
- イ 業務報告書（紙媒体 10 部）
- ・各業務の実施内容のまとめ
- ウ データ分析ツール
- ・データツール一式
 - ・データ活用研修資料一式
- エ ブランディングに関するドキュメント
- ・コンセプト案等一式

※全て電子データとして CD-ROM や USB メモリに格納し 1 部提出すること。なお、紙媒体での提出の指定があるものは、別途紙媒体でも提出すること。

(2) 提出場所

焼津市行政経営部政策企画課

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号 市役所本庁舎 4 階

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日

(4) 成果品に関する著作権等

成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、市の保有とし、市が使用及び外部に提供できるようにすること。制作の都合上止むを得ず、著作権等を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、市の了解を得ること。市に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、市と協議すること。

ただし、同成果物を市が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をする場合には事前に受託者に連絡するものとする。

その他、成果品に関する権利については、事業者採択後、本市と事業者の協議の下、契約用仕様書

もしくは所定の契約書等で定める。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、本市の地方創生に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (4) 業務実施のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (5) 各業務にかかる一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症その他の理由により、業務に変更等が生じた場合は、速やかに対応するとともに、本市に報告すること。